

新型コロナウイルス感染防止対策 活動ガイドライン

新交響吹奏楽団 運営委員会

2020年6月27日

2021年3月28日改訂

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のガイドラインに従って練習を実施します。このガイドラインは、国内の感染や感染対策状況等に応じて内容を変更、または停止します。

- 1 練習参加可否の判断
 - 1) 練習参加に感染の不安を感じる方は、各自の判断で欠席して構いません。
 - 2) 練習当日は、必ず体温を測定してきてください。また、練習中の発熱・体調不良などに備え、可能な方は体温計をご持参ください。
 - 3) 37.5℃以上の発熱、咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の異常などの症状のある方は、練習には参加しないでください。また、体調の変化を感じたら練習を欠席・早退してください。
- 2 練習参加（予定）者の確認と記録・報告
 - 1) 練習会場利用にあたり、「利用者名簿」を団にて作成・保管する必要があります。また、「利用者名簿」の情報を、保健所等の公的機関に提供することがあります。
 - 2) 「利用者名簿」作成のため、事前にサークルスクエアのスケジュールに、出欠予定を入力してください。参加の可能性があるときは、「出席」か「未定/その他」を入力し、「欠席」は選択しないでください。
 - 3) 出欠予定は、練習の2日前（毎週水曜日）までに、入力をお願いします。練習当日、運営委員会で実際の練習参加者を確認し、利用者名簿の修正をおこないます。
- 3 練習会場入室時
 - 1) 館内入り口に設置してある消毒剤、または石けんなどで手洗いをし、練習会場に入る前に、手指消毒を徹底してください。
- 4 社会的距離・配置・譜面台
 - 1) 奏者・指揮者は、身体的距離をできるだけ2m（最低1m）以上空けて配置します。
 - 2) 譜面台や打楽器など、団の共用備品は、都度の消毒はおこないません。触れた後は手を洗うなど、各自で感染防止に留意してください。譜面台の共用が気になる人は、私物の持参も可ですが、団の備品と混同しないよう自己管理をお願いします。
 - 3) マイクを使用するときは、練習開始前・終了後に消毒をおこないます。
- 5 マスクの着用・会話
 - 1) 指揮者・打楽器・弦楽器の方は、常にマスクを着用してください。管楽器の方も、演奏中以外は着用をお願いします。打楽器の運搬時などもマスク着用をお願いします。
 - 2) 室内で話すのは、原則、指揮者のみとします。他の方も必要があるときは話していただいて差し支えありませんが、発言時には必ずマスクを着用してください。

- 6 換気
 - 1) 30分の演奏につき、数分換気を実施します。換気は、開閉可能な窓を開けるほか、出入口なども開放します。
 - 2) 休憩（換気）時間中の音出しは、禁止します。

- 7 管楽器の飛沫対策など
 - 1) 水抜きは必ず専用のシートなどにおこない、周囲に飛散しないよう留意してください。
 - 2) 練習後は、シートなどを各自で持ち帰り、処理すること。
 - 3) 飛沫が飛ぶので、強く息を吹き込んでの水抜きや、マウスピースのみの音だしは避けてください。（下記、YAMAHA「管楽器・教育楽器の飛沫可視化実験」参照）
https://jp.yamaha.com/products/contents/winds/visualization_experiment/index.html

- 8 エキストラさん・見学者さんについて
 - 1) 楽団員同様の条件をご説明し、遵守いただける方のみ参加して頂くこととします。

- 9 手指衛生・消毒・一般的な感染拡大防止の習慣
 - 1) こまめな手洗いの徹底（石けんで30秒以上かけて、丁寧に。）
 - 2) 咳エチケットの厳守。
 - 3) 他者が触ったものは極力触らないことで、接触感染回避。打楽器など運搬の際は、手指消毒をしてからお願いします。
 - 4) 人と人が接触するような利用は避けてください。
 - 5) 江東区の施設利用にあたっては、別紙チェックリストを提出しています。利用者全員が守る必要があるため、必ず確認してください。
 - 6) 練習後の会食の方が、感染リスクが高いと考えています。各自、感染対策を！

- 10 新型コロナウイルス感染症を発症したときは
 - 1) すぐに、パートリーダー・運営委員長・運営副委員長に、メール等で通知してください。
 - 2) 運営委員会より、上記の発症の方が参加した練習日（発症2日前まで）を団内に周知しますので、当該練習日に参加した方は留意してください。
（発症者の個人名は、発症者の了解を得るまでは団内に公表しません。代表者会メンバーには情報共有させていただきます）。
 - 3) 練習参加者（団員や見学者等）で感染者が生じたときは、運営委員会から練習会場の施設管理者に報告します。
 - 4) 発症者の参加した練習の参加者全員が、当該練習日（複数日のときは最後の練習日）以後2週間発症しないことを確認するまで、練習は休止することとします。

- 11 最後に
 - 1) 練習会場となる利用施設の規定に従ってください。本ガイドラインと各利用施設の規定に相違があるときは、原則、各利用施設の規定を優先することにします。

以上